

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記中1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当すると認められた事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に事業所、営業拠点を有していること。
- (3) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器の供給が可能であり、借入機器の搬入、初期設定、保守及び点検の体制が整備されていること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則、運用基準及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、別紙様式4により、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式1による入札書を直接提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札参加資格の確認の結果は、申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対して、令和6年12月4日（水）までに通知する。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札の日時及び場所は、別記中2のとおり。
- (6) 入札参加資格者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 賃貸借契約名
 - イ 入札金額及び内訳
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- (7) 入札参加資格者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加資格者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (12) 入札参加資格者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を合わせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加資格者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、供給機器の本体価格のほか、運用管理に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もったうえで、1カ月当たりの賃借料を入札金額として記載する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 入札参加資格者又はその代理人は、別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る資格審査が入札日時までに終了しないときは、当該者は入札に参加することができない。
- (17) 開札は即時開札とする。
- (18) 開札は、入札参加資格者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加資格者又はその代理人が、開札に立会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (19) 入札会場には、入札参加資格者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び(18)の立会職員以外の者は入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては入札会場に入場することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては別紙様式3による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (22) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加資格者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人すべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別

に定める日時において入札を行う。

- (25) 再度の入札をするもさらに落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、2回を限度として、見積書（様式2）を徴する。

4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 「入札（契約）保証金免除申請書」の提出があり、免除の決定を受けた者については、入札保証金の納付を免除する。「入札（契約）保証金について」参照

5 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 賃貸借契約名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加資格者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加資格者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 賃貸借契約等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 納付した入札保証金の額が入札者が見積もる契約金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (10) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書
- (11) その他、愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとし、再度の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、見積合せには参加できないものとする。

る。

- (5) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、さらに知事が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。

7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約の際に契約金額の10分の1（円未満切上）の契約保証金（現金）を所定の手続きに従い納付しなければならない。
- (2) 落札者が入札保証金の還付を求めない場合、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。
- (3) 「入札（契約）保証金免除申請書」の提出があり、免除の決定を受けた者については、入札保証金の納付を免除する。「入札（契約）保証金について」参照

8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内に契約書を取り交わすものとする。ただし、契約の相手方から書面により契約締結期限の延期の申出があったときは、契約の履行に支障のない範囲でこれを延期することがある。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加資格者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告等において求められた機器等に係る技術仕様等について、指定する期日までに入札に参加する者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (3) 入札参加資格者又はその代理人は、入札公告日から開札日までの間に事務の手続上知り得た各種情報を、開札日以降も外部に一切漏らしてはならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 089-912-2156

12 その他必要な事項

- (1) 契約に係る担当者の所属する部局の名称及び所在地は、別記中3のとおり。
- (2) 入札参加資格者又はその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

別記

1 入札に付する事項

- (1) 件名
高性能パソコン（スタンドアローン）及びBIMソフト賃貸借
- (2) 借入機器名及び数量
高性能パソコン（スタンドアローン）及びBIMソフト 1 台
- (3) 機器の条件等
別添仕様書による。
- (4) 賃貸借期間
引渡日から5年間
- (5) 納入方法及び納入場所
愛媛県庁第一別館1階 財産活用推進課
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

2 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年12月5日（木）午前11時00分
- (2) 場所 愛媛県庁第一別館5階 第13会議室

3 契約・仕様等に係る照会先

質問等がある場合は、原則として別添「質問書」を電子メールにて提出することにより受け付け、数日中に回答する。なお、件名は、「高性能パソコン（スタンドアローン）及びBIMソフト調達に関する照会」とすること。

メールアドレス：zaisankatsuyou@pref.ehime.lg.jp

照会期限：令和6年11月28日（木）午後3時00分

担当部署：愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課 財産管理グループ

住所：愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（〒790-8570）

電話：089-912-2991

4 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類（ウについては、電子データも併せて提出すること。（メールでの提出可））
 - ア 入札参加者の事業概要、営業拠点等が確認できる資料（会社のパンフレット等）
 - イ 入札参加資格確認申請書
 - ウ 入札仕様確認書（様式1～3）
 - エ 入札仕様確認書の記載内容が確認できる資料（機器のカタログ等）
 - オ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、「入札（契約）保証金免除申請書」及び過去2年間に、今回公告する仕様と同程度と認められる契約を国・地方公共団体等と締結し、履行した実績を確認できる書類（2件以上 買取の場合も含む）

※詳細は別添「入札（契約）保証金について」参照

- (2) 提出先 愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課財産管理グループ
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館1階

- (3) 提出期限 令和6年11月28日（木）午後3時00分